

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進

テレワーク導入支援助成金

在宅勤務等の整備に伴う備品購入、工事等



パソコン等購入 WIFI 設備の整備等

環境整備



多様で柔軟な働き方を推進するため、テレワーク環境を整備する
中小企業(企業全体の従業員が300人以下)に助成金を支給します。

支給額

対象経費の1/2以内(上限200万円)

対象事業

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のために必要と認められるものに限りです。

目的	対象事業	対象内容
テレワークの導入	◇在宅勤務のテレワークシステムの導入 自宅設置用パソコン、タブレットの購入費、周辺機器の購入費用 ◆在宅勤務以外のテレワークシステムの導入 テレワーク用のモバイルパソコン、タブレット、周辺機器の購入費用 ◆ネットワーク設定等の初期費用 ※パソコン・タブレットの購入費は1台15万円を補助対象の上限とする。	自宅設置パソコン ネットワーク テレワーク用タブレット
	◆テレワーク勤務のため借り上げる コワーキングスペース等の借上料 ※初期費用と最初の3ヶ月分を対象とする。	コワーキングスペース

申請受付・問い合わせ先



公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会
ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-3-28
兵庫県中央労働センター1F

URL <https://www.hyogo-wlb.jp/>

TEL 078-381-5277
FAX 078-381-5288
E-mail info@hyogo-wlb.jp
開館 月～金曜
9:00～17:00
(祝休日、年末・年始を除く)

支給対象事業者

助成金の支給を受けようとする事業者は、次の1から12のすべてに該当することが要件です。

支給要件		チェック
1	「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言※」の宣言企業である	
2	常時雇用する労働者(期間の定めのない又は1年以上の雇用契約で、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上)が、企業全体で300人以下である	
3	従業員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を目的として、対象事業を実施する予定の兵庫県内の事業所である	
4	雇用保険の適用事業主である	
5	申請する助成対象経費について、国等の助成金等の支給を受けて(受けようとして)いない	
6	過去3年間に労働関係法令に関する重大な違反がない	
7	過去3年間に悪質な不正行為により、国、地方自治体から本来受けることのできない助成金等(委託料を含む)を受け、又は受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を取られていない	
8	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でない	
9	国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でない	
10	県税の滞納がない	
11	暴力団又はその統制下の団体でない	
12	本助成金の受給は、1企業あたり同一年度中に「仕事と生活の調和推進環境整備支援助成金」との合計が2件かつ200万円以内である	

※「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」とは・・・ひょうご仕事と生活センターで実施している登録制度です。従業員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に取り組むことを内外に宣言するため「宣言書」を提出し、登録を受けた個人事業主や企業が「宣言企業」です。当センターでは、宣言企業に対してワーク・ライフ・バランスの取組みを支援しています。詳しくはHPをご覧ください。

手続きの流れ

支給申請書は、備品購入日(工事を伴う場合は工事開始日)の2週間前までに提出してください。すでに備品購入していたり、完了している場合は申請できません。

申請
事業主

① 事前相談

※事業着手日の1~2か月以上前を目途に

事前訪問を行いヒアリング実施
※在宅勤務以外のテレワークシステム導入の場合

② 支給申請書 (様式第1号)

※事業着手日の2週間前までに提出

③ 支給決定通知書 (様式第2号)

④ 助成事業の実施

⑤ 実績報告書 (様式第8号)

請求書 (様式第10号)

※事業完了後30日以内に提出

⑥ 支給額の確定通知書 (様式第9号)

※交付決定額と同額の場合は省略

⑦ 振込

⑧ 利用状況報告書の提出

※実績報告書提出後6か月間の利用状況を報告

ひょうご仕事と生活センター

詳細はひょうご仕事と生活センターのホームページをご覧ください。

「助成金申請の手引き」及び「提出書類の所定様式」はホームページからダウンロードできます。



ひょうご仕事と生活センター
キャラクター「WLB7」